

名古屋市における国保改善の取り組み

愛知県社会保障推進協議会事務局次長
愛知県社会保障推進協議会国保対策委員
愛知県保険医協会事務局次長
伊藤 剛

1. 注目される名古屋市の保険料～運動で実現した2つの独自制度～

①主要都市の保険料（2022年度） ※中央社保協調査結果・万円単位を四捨五入

	4人世帯 (夫婦・小学生2人) 所得200万円 ※2割軽減	2人世帯 (高齢夫婦) 所得80万円 ※5割軽減	1人世帯 (高齢単身者) 所得100万円 ※軽減なし
名古屋市	23万円	6万円	11万円
横浜市	26万円	8万円	10万円
京都市	35万円	8万円	12万円
大阪市	40万円	10万円	14万円
神戸市	33万円	10万円	14万円
長野市	27万円	8万円	11万円
松本市	28万円	8万円	12万円

▶名古屋市に下記②③の2つの独自制度がなかった場合の保険料

名古屋市	35万円	10万円	11万円
------	------	------	------

②名古屋市独自の減免・軽減制度の実施(一般会計からの法定外繰入)

【保険料減免・軽減制度(例示)】

- ①被保険者全員の均等割を一律5%軽減－申請不要－
※4人家族で11,000円軽減
 - ②所得135万円以下の障害者・寡婦・ひとり親の均等割を3割減免
※約16,600円(介護分がある場合は約21,700円)軽減
 - ③所得45万円以下の65歳以上高齢者の均等割を3割減免
※約16,600円軽減
 - ④収入減少の減免(前年所得1000万円以下・当年見込所得274万円以下・前年所得の8/10以下に減少する世帯)の所得割を減免
※約6,500世帯、6.2億円の実績(2022年度)
- (注)②～④は申請が必要
②・③は個人で判定するため、家族の所得にかかわらず適用される

③「多人数世帯、障害者・寡婦・ひとり親」と「低所得世帯」に「独自控除」

1) 扶養家族がいる世帯、障害者・寡婦・ひとり親の所得割の独自控除

【所得割額の独自控除金額－申請不要－】（保険料の枠内措置）

区 分		所得から控除する金額
扶養家族がいる場合	障害者控除の対象でない扶養家族	1人につき33万円
	障害者控除の対象である扶養家族	1人につき86万円
障害者控除（本人分）・寡婦・ひとり親控除の対象者		92万円

※所得割保険料（医療分＋支援金分）は概ね10%であり、障害者・寡婦・ひとり親は約9万円、4人家族（うち、3人が扶養家族）は約10万円の軽減

2) 法定減額世帯に均等割の独自控除

【均等割独自控除額－申請不要－】（保険料の枠内措置）

法定減額対象（7割・5割・2割）世帯の均等割額を1人につき2,000円軽減

2. 一般会計からの法定外繰入の存続・拡充

①一般会計からの法定外繰入額の推移(全国)

年 度	決算補填等目的の繰入 (削減・解消の対象)		決算補填等目的以外の繰入 (削減・解消の対象外)
	金 額	保険者数	
2014年度	3,468億円	1,112	311億円
2015年度	3,039億円	760	822億円
2016年度	2,516億円	677	764億円
2017年度	1,752億円	505	788億円
2018年度	1,261億円	355	653億円
2019年度	1,100億円	321	655億円
2020年度	767億円	269	612億円
2021年度	674億円	237	607億円

※「決算補填等目的」の繰入は2014年度比2,794億円減少。1人当たり約1万円。

②一般会計からの法定外繰入額の推移

(愛知県)

年 度	決算補填等目的の繰入 (削減・解消の対象)		決算補填等目的以外の繰入 (削減・解消の対象外)	
	金 額	保険者数	金 額	保険者数
2016年度	125億円	37	109億円	46
2017年度	71億円	32	107億円	48
2018年度	57億円	28	97億円	48
2019年度	53億円	28	95億円	46
2020年度	27億円	26	96億円	47
2021年度	27億円	26	89億円	48

③名古屋市の法定外繰入は政令市で最高額

【1人当たり法定外繰入額(2023年度予算)】

都市名	1人当たり法定外繰入	内 訳	
		決算補填等目的 (削減・解消の対象)	決算補填等目的以外 (削減・解消の対象外)
名古屋市	15,599円	3,216円	12,383円
横浜市	9,782円	4,573円	5,209円
京都市	5,159円	0円	5,159円
大阪市	1,911円	784円	1,127円
神戸市	0円	0円	0円

④削減・解消の対象外の法定外繰入に力点

1)名古屋市では、削減・解消の対象外となっている「決算補填等目的以外」の法定外繰入に力点をおいて運動。

2)前述1の①の「減免・軽減制度」のほかに、地方単独事業の医療費波及増の繰入、取り過ぎた保険料(剰余金)を3年かけて一般会計から被保険者に返還する繰入も、「決算補填等目的以外」の法定外繰入で実施している。

(2023年度予算で、総額約51億円・1人当たり12,000円超)

⑤「収入減少の減免要件」の緩和を

1)収入減少の減免要件は、多くの市町村が前年所得300万円以下、1/2以下に減少などの極めて厳しい内容となっている。

2)せめて、コロナ特例減免のように、前年所得1000万円以下、3割以上減少で減免を認めるべきである。

3)名古屋市の要件は、前年所得1000万円以下・当年見込所得274万円以下・前年所得の8/10以下に減少する世帯の所得割を減免

※約6,500世帯、6.2億円の実績(2022年度)